

東京都板橋区特別工業地区建築条例変更案の概要

1 特別工業地区

区内に定める特別工業地区の指定方法を定める。

区長が工業地域及び工業専用地域内に指定する特別工業地区に、新たに都市型産業育成地区を追加する。

2 都市型産業育成地区の建築制限

都市型産業育成地区においては、別表第1に掲げる一部の建物用途を規制する。

火災・爆発等の事故防止を図ると共に都市型産業を育成するため規制を行う。

別表1 都市型産業育成地区（表のうちア、ウ～オ、キ～ケ、ス、ツが対象）

ア	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エチルエーテル、アセトン、さく酸エステル類、ニトロセルローズ（ニトロセルロース）、ベンゼン、トルエン、キシレン、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
イ	ビスコース製品の製造
ウ	合成染料（水や油に溶ける）若しくはその中間物又は顔料（水や油に溶けない）の製造
エ	石炭ガス類又はコークスの製造
オ	塩素、臭素、ヨウ素、硫黄、塩化硫黄、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、塩化スルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルムアルデヒド、グリセリン、さく酸、フェノール又はクロム化合物の製造
カ	たんぱく質の加水分解による製品の製造
キ	油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）
ク	合成樹脂の製造
ケ	肥料の製造
コ	製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
サ	製革、にかわ（接着剤）の製造又は毛皮若しくは骨の精製
シ	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原料とする製造
ス	金属の精錬（容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するものを除く。）
セ	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
ソ	ふっ化水素酸を使用する物品の処理（電球又は計量器類の処理を除く。）
タ	シアン化合物を使用する物品の処理
チ	魚肉練製品の製造又は食肉の加工（その用途に供する作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）
ツ	アルコール発酵による酒類の製造
テ	ビタミン類の製造

※網掛け部は今回規制対象から削除する項目